

知財取引指針ガイドブック

～知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための
優越的地位の濫用等に関する指針ガイドブック～



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

知財取引指針の概要と目的

公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁は、令和8年6月「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための 優越的地位の濫用等に関する指針（略称：知財取引指針）」を策定しました。

本指針は、知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上により、イノベーションを促進することを目的として、独占禁止法上の考え方のほか、適切な取引を実施する上での対応策や契約書ひな形等を示したものです。

多様な市場参加者の皆様が、知的財産権等の生み出す付加価値に見合った適切な対価を享受し、新たなイノベーションへの再投資へとつなげていく――。

そのような好循環を生み出すため、日々の取引や交渉の手引きとして広く御活用ください。

知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための
優越的地位の濫用等に関する指針



本ガイドブックと知財取引指針の関係性

本ガイドブックは、「知財取引指針」の内容を取引当事者の皆様に把握いただき、適切に活用いただくことを目的に、指針の概要・ポイントを御紹介するものです。

独占禁止法等の法令の適用に当たっては、各取引における個別事情を踏まえ判断される点に御留意ください。

目次

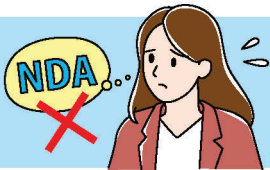
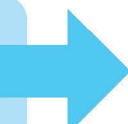
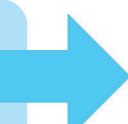
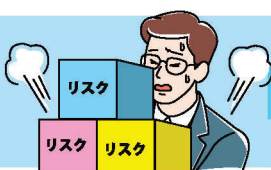
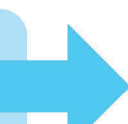
1 情報の管理	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 トラブル防止のための対応（基本的な対応方針）・・・・・・ 5 実践例・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 独占禁止法の考え方等・・・・・・・・・・ 6 独占禁止法等違反行為の未然防止に向けた対応・・・・・・ 6
2 知的財産権等の 価値の適切な評価	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 トラブル防止のための対応（基本的な対応方針）・・・・・・ 7 実践例・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 独占禁止法の考え方等・・・・・・・・・・ 8～9 独占禁止法等違反行為の未然防止に向けた対応・・・・・・ 9
3 出願干渉	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 トラブル防止のための対応（基本的な対応方針）・・・・・・ 10 実践例・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 独占禁止法の考え方等・・・・・・・・・・ 10 独占禁止法等違反行為の未然防止に向けた対応・・・・・・ 10
4 知財訴訟等の リスク転嫁	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 トラブル防止のための対応（基本的な対応方針）・・・・・・ 11 実践例・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 独占禁止法の考え方等・・・・・・・・・・ 11 独占禁止法等違反行為の未然防止に向けた対応・・・・・・ 11
5 共同研究開発等	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 トラブル防止のための対応（基本的な対応方針）・・・・・・ 12 実践例・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 独占禁止法の考え方等・・・・・・・・・・ 13 独占禁止法等違反行為の未然防止に向けた対応・・・・・・ 13
その他	取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法における 行為類型ごとの適用関係・・・・・・・・ 14 発注者向けチェックリスト・・・・・・・・ 15 受注者向けチェックリスト・・・・・・・・ 16 附属資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 相談・支援体制等・・・・・・・・・・ 19 独占禁止法に関する用語解説・・・・・・ 20

※参照ページについては、次のページのナビゲーションを御活用ください。

目的別ナビゲーション（参照ページ）

- ノウハウ等の管理や NDA（秘密保持契約）の締結に関する留意点を確認したい
..... 5～6（指針 7～28 ページ）
- 知的財産権等の対価設定に関する留意点を確認したい・・・7～9（指針 28～54 ページ）
- 特許出願に関する取引条件を設定する際の留意点を確認したい・・・10（指針 55～57 ページ）
- 知財訴訟の責任や負担についての留意点を確認したい・・・11（指針 57～63 ページ）
- 共同研究開発における成果物の帰属や利用についての留意点を確認したい
..... 12～13（指針 63～74 ページ）

知財取引におけるポイント別ナビゲーション（参照ページ）

- | | | | | |
|---|---|--|---|--|
|  | 発注者に図面やノウハウを無償で提供するように要求されたら、当然に受け入れていませんか？ |  |  | 5～6 ページ
を要チェック！
(指針7～28ページ) |
|  | 従前からの商慣習を理由に、NDA の締結を諦めていませんか？ |  |  | 5～6 ページ
を要チェック！
(指針7～28ページ) |
|  | 知的財産権の譲渡やライセンスの対価の交渉を諦めていませんか？ |  |  | 7～9 ページ
を要チェック！
(指針28～54ページ) |
|  | 発注者に権利を全部渡すのは、仕事をもらうための当然の「条件」だと思いませんか？ |  |  | 7～9 ページ
を要チェック！
(指針28～54ページ) |
|  | 自社が独自に開発した発明であっても、共同出願とされることを当然に受け入れていませんか？ |  |  | 10 ページ
を要チェック！
(指針55～57ページ) |
|  | 知財訴訟のリスクを全面的に押し付けられることが当然になっていませんか？ |  |  | 11 ページ
を要チェック！
(指針57～63ページ) |
|  | 共同研究開発に貢献したのに、一方的に取引先の単願とされることを受け入れていませんか？ |  |  | 12～13 ページ
を要チェック！
(指針63～74ページ) |

用語の整理

■知的財産権

- ・知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に掲げられた権利（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権及びその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）をいう。
- ・また、下記の「ノウハウ」及び「データ」を含め、「知的財産権等」という。



■ノウハウ

- ・ノウハウ・発明等のうち、知的財産権として保護されていないものをいう。例えば、図面、レシピ、工程表、成分表等のほか、技術指導等の職人が持つ特殊な加工技術等、営業・マーケティングに係るビジネスノウハウを含むノウハウ・発明等を指す。
- ・データ全般については、「データ」に含めるものとした。また、「データ」を含めて「ノウハウ等」という。

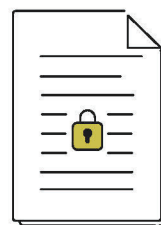
■データ

- ・例えば、CADデータ等の技術上又は営業上の情報が記載された技術資料、技術指導等の役務の過程で生じる情報、生産設備・機械部品等の稼働状況等を示す各種（回転数、温度、圧力、角度、稼働時間等）の産業データ、研究開発の過程で生じるデータ（観測データや実験データ等）、3次元データ、顧客データ等のデータ等をいう。
- ・なお、技術情報に限らず、営業・マーケティング系のビジネスデータ、顧客データも「データ」に含むものとする。



■NDA（秘密保持契約）

- ・NDA（Non Disclosure Agreement の略。）とは、自社が秘密として管理する情報を他者に開示する際に、当該情報が当事者以外に流出しないように、また、契約で定められた一定の目的以外に当該情報が流出しないように締結する契約のこと。



■PoC（技術検証）

- ・PoC（Proof of Concept の略。）とは、想定している機能・性能を有しているか、顧客価値を実現できるか等、実現可能性や効果について検証すること。

・秘密情報を含むノウハウ等は、企業の競争力の源泉です。取引の際には、NDA（秘密保持契約）を適切に締結するなど、ノウハウ等を適切に管理する必要があります。

基本的な考え方 発注者等の Point!

-  事前承諾のない秘密情報の取得や開示要請を行わないこと
-  NDA の締結拒否、片務的 NDA の締結をしないこと
-  合理的範囲を超えるノウハウの提供を求めないこと

トラブル防止のための対応（基本的な対応方針） 受注者・発注者等 両者の Point!

㊦ 自社が有する秘密情報の整理・管理

⇒参考資料①へ

㊩ 公平な NDA の締結

⇒附属資料①・参考資料①へ

㊧ 適切な範囲の NDA の締結

⇒参考資料②へ

㊪ 工場見学受入れ時の秘密情報の管理

⇒参考資料①③へ

※トラブル防止のための対応を実践するに当たり参考となる資料として、「附属資料」、「参考資料」を示している。
各資料については、17・18 ページをチェック！

実践例

受注者・発注者等 両者の Point! 

受注者の取組

発注者の取組

1 秘密情報を含むノウハウ等の管理・提供要請への対応に関する取組

契約締結前段階の取組

あらかじめ自社の秘密情報を開示可能情報と非開示情報に分けて整理（非開示情報は NDA を締結しても不開示）

社外への流出を避けるため、コア部品は自社工場で設計、製造。その他の部品は複数社に委託し、製品の全体像が分からないように工夫

契約段階の取組

技術・ノウハウの流出を防ぐため、品質監査では製品の検査データを提出するという条件で取引先に納得してもらい、一切の工場監査や見学等の受け入れを拒否

情報開示段階の取組

取引先に図面設計データを開示する際は、重要情報である寸法情報等を削除した上で開示



2 NDA の締結に関する取組

NDA 締結の徹底

技術内容等について踏み込んだ話をする前には秘密保持契約の締結を依頼し、締結を嫌がる相手との取引は回避

締結の話は置いておいて...



NDA 締結時期等への配慮

なるべく早期の NDA 締結を意識し、商談で秘密情報に踏み込む可能性が生じた段階で NDA を締結

取引先から工場検査を受ける際には、その都度、秘密保持誓約書に署名を要求

NDA 条項への配慮

NDA において、提供物の成分分析を実施しないことや、余剰分は廃棄等を行う旨定めるよう要求

自社が提供した試作品等から自社技術が漏洩しないよう、NDA にリバースエンジニアリング（製品等を分解・解析し設計や構造等を明らかにすること）を禁止する条項を設定

独占禁止法の考え方等

受注者・発注者等 両者の Point!

問題となり得る事例

1. ノウハウ等の一方的な開示要請

優越的地位の濫用のおそれがある場合

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、
 ・正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、ノウハウ等の無償提供等を要請する場合
 であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

技術情報の開示要請

取引先から、社外秘のノウハウが記載された資料を開示する旨の条項を含む契約書の締結を要請された。修正を求めたものの、契約書のひな形は変えられないとの理由で修正を拒否され、一方的に開示させられた。

設計図面の提供要請

取引先から、取引先で金型の製造やメンテナンスを行うためという理由で、事前の取決めになくにもかかわらず、当該金型の設計データを無償で提供させられた。

工場見学の要請

取引先から、監査を名目とした工場見学の際に、実際には特許申請に利用する目的で、社外秘の情報を提供させられた。

産業データの提供要請

取引先から、発注内容に含まれていない機械の稼働時間や生産性等のデータを無償で提供させられた。



2. NDA（秘密保持契約）の締結拒否等

優越的地位の濫用のおそれがある場合

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、
 ・一方的に、NDA を締結しないまま取引の実施を要請したり、片務的な NDA の締結を要請したりする場合
 であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

NDA の締結拒否

取引先に対し、社外秘データの漏洩を防止するため、NDA の締結を求めたが、手続が煩雑になることを理由に、一方的に NDA の締結を拒否され、受け入れざるを得なかった。

あの…
NDA の
締結を…

手続が煩雑に
なるから無理!



片務的な NDA の締結

■ 取引先から、自社だけが取引先の秘密情報の保持義務を負う一方的に不利な内容の契約締結を要求され、受け入れざるを得なかった。

■ 取引先から、自社には無制限の秘密保持義務や目的外使用禁止が課される一方で、取引先には秘密保持義務が課されず、自社の製品情報・特許権を自由に無償で使用・実施できる旨の契約を一方的に提示され、当該条項の修正を求めたが、応じてもらえず、受け入れざるを得なかった。

独占禁止法等違反行為の未然防止に向けた対応

受注者・発注者等 両者の Point!

ノウハウ等の使用目的、対象、範囲、対価、その設定方法、NDA に関する条項等の取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましいと考えられます。

さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましいと考えられます。

・知的財産権等は、新たな価値やイノベーションを生み出し得る重要な資産であるため、知的財産権等の価値は適切に評価される必要があります。

基本的な考え方

発注者等のPoint!



- ⚠ 知的財産権等の創出に要した費用や将来的な利益も考慮し、その価値を適切に評価した上で対価を決定すること
- ⚠ 受注者からの対価設定方法の提案に対して、当事者間で十分協議すること
- ⚠ 受注者からの対価の区分の希望に対して、当事者間で十分協議すること

トラブル防止のための対応（基本的な対応方針）

受注者・発注者等 両者のPoint!



㊦ 契約締結時における明確な対価の支払条件及び対価の設定

㊦ 知的財産権等の取引形態（譲渡・利用許諾など）の選択

㊦ 知的財産権等の価値評価手法の理解

- ① 原価法（創出コストをベースに評価）
- ② 取引事例比較法（現に取引されている類似事例の取引価格をベースに評価）
- ③ 収益還元法（事業活動等を通じて得られる収益の規模をベースに評価）

⇒参考資料④⑤へ

㊦ ライセンス料の支払方法の検討

- ① イニシャルフィー（ライセンス契約締結時にまとまった額を支払う方法）
- ② ランニングロイヤリティ（ライセンス実施量に応じて定期的に支払う方法）

⇒参考資料⑥⑦へ

㊦ 譲渡対価の支払方法の検討

- ① 一括払
- ② レベニューシェア方式（売上に応じた額を支払う方法）

㊦ 取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価の明確化

⇒参考資料⑧へ

実践例

受注者・発注者等 両者のPoint!



受注者の取組

発注者の取組

1 知的財産権等の対価設定に関する取組

対価の明確化

著作権を譲渡する場合としない場合の2通りの見積書を示し、著作権に係る対価を明確化

提供要請する場面の限定

図面設計データの提供依頼をするのは金型の修理等が必要な場合に限定。その際の対価を自社から提案し、取引先と合意した対価を支払った上で利用

利用範囲の明確化

制作したキャラクターの著作権について、自社に一切の権利を帰属させ、その利用許諾の範囲を定める内容を盛り込んだ自社の契約書ひな形を活用して協議

許諾外行為の対価設定

当初合意した利用範囲を超えて二次利用する場合、別途料金について協議することを見積書に記載

試作品製造等への対価請求

試作品の製造費用に加え、自社技術に対する対価も含めて取引先に請求

2 知的財産権等の対価の設定方法に関する選択肢

対価の設定方法に関する多様な選択肢

デザインに関する著作権は譲渡、システムに関する著作権はライセンスと、取引内容ごとに設定

キャラクターデザインにおける著作権譲渡の際の二次利用に係る対価について、業界の相場を参考にしたレベニューシェア方式で設定

ライセンスの対価について、発注者から提示される売行き予測を踏まえ、一括払にするか、売上げに応じた対価を設定するかを選択

市場拡大を見込めない製品は一括払のみとし、十分な売上げを得られそうな製品は一時金に加え、売上額・販売台数に応じた額を設定

二次利用する場合には、売上に応じて対価をいただきたいです

その際には業界相場に照らして協議しましょう



独占禁止法の考え方等

受注者・発注者等 両者の Point!

問題となり得る事例

1. 知的財産権等の不当な対価設定等

優越的地位の濫用のおそれがある場合

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、

- ・一方的に、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請する場合
- ・知的財産権等の創出に係る費用等を考慮せずに、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合
- ・知的財産権等の種類や内容、受注者において要したコスト、類似取引における対価、対象となる製品等の売上げ見込み等を考慮することなく、一方的に、対価設定方法を決定し、その結果、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請する場合

であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

取引の対価の一方的決定

取引先から、一方的に、著しく低い対価で納品物に係る著作権を譲渡する旨定められた契約書を提示された。発注時に示された利用範囲外の二次利用を行う場合には別途対価に係る協議を行う旨契約書に含めるよう依頼したが、ひな形であるとの理由で拒否された。



知的財産権等の対価の不設定

著作権の譲渡対価を設定してほしいと考え、取引先に著作権の対価について協議の場を設定してもらうよう求めたが一切対応してもらえず、著作権分の対価を考慮すると著しく低い対価を一方的に示され、その対価での取引を受け入れざるを得なかった。

対価設定方法の一方的決定

知的財産権等の対価設定において、その種類や内容に応じて、一括払や製品売上げに応じた対価設定（レベニューシェア方式）等を選択したいと申し出たが、取引先に一方的に特定の支払方法を設定された。

2. 知的財産権等の不当な譲渡要請等

優越的地位の濫用のおそれがある場合

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、

- ・正当な理由がないのに、著作権等の知的財産権の無償譲渡や無償ライセンス等を要請する場合
- ・一方的に、著作権人格権の行使を制限する条件を設定する場合
- ・正当な理由がないのに、中間成果物等の無償譲渡や無償での技術指導等を要請する場合

であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

著作権の無償譲渡の要請

制作したデザインの著作権の譲渡を、取引先から一方的に求められたため、二次利用分を含む譲渡対価を請求したが、これを拒否され、取引終了を示唆されたため、無償で譲渡せざるを得なかった。

無償ライセンスの要請

取引開始前から独自に開発していた発明について、取引先から共同での特許出願を要請された。協議の結果、自社での単独出願を認める代わりに、取引先に無償でライセンスするよう一方的に求められ、受け入れざるを得なかった。



著作権の帰属条項の設定

著作権法上、自社に帰属する著作権について、取引先から、一方的に当該取引先に帰属する旨記載されている契約書を締結させられ、著作権を無償で譲渡せざるを得なかった。

著作者人格権の不行使条項の設定

取引先から、一方的に、氏名表示権を行使できない条件の契約書の締結を要請された。自社はエンドロール等における氏名表示を実績のアピールしたいと考えており、見直しを求めたが応じてもらえず、契約の締結に応じざるを得なかった。

中間成果物等の譲渡要請等

取引先から、完成品とは別に、契約内容に含まれていない中間成果物に係るデータの無償提供を一方的に要請された。対外秘としたかったが、無償提供に応じざるを得なかった。

氏名表示権を行使できないとわが社の実績をアピールできないのですが…！

仕方ないでしょ！
今までそんな要望に対応したことはありません！



技術指導は当然
タダだよ！

え…あの…！

わかり…
ました…



技術指導の無償提供

取引先から、有償で想定していた技術指導を無償で行うことを要請され、受け入れざるを得なかった。

技術検証（PoC）の無償提供

一方的に、無償で PoC の成果物を提供しよう要請され、応じざるを得なかった。

試作品等の無償提供

取引先から、取引先の関連会社にノウハウを横流しする目的を秘されたまま、一方的に、試作品を無償で提供させられた。

独占禁止法等違反行為の未然防止に向けた対応

受注者・発注者等 両者の Point!



契約を締結する際には、当該知的財産権等に係る帰属、対価、その設定方法等の取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましいと考えられます。

さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましいと考えられます。

・特許を受ける権利は発明者又はその使用者に原始的に帰属します。製造委託をした経緯があること、もしくは共同研究を行ったことなどを理由に、これらの委託等と関係がない特許出願についても干渉する（共同出願を強制的に求めたり、事前報告させること等）ことは、適正な取引関係であるとはいえません。

基本的な考え方

発注者等のPoint!



⚠ 企業が単独で行うべき出願等に干渉しないこと

トラブル防止のための対応（基本的な対応方針）

受注者・発注者等 両者のPoint!



出願干渉による共同出願をしても、特許を受けることができない又は無効になる可能性があることへの留意・理解

実践例

受注者・発注者等 両者のPoint!



受注者の取組

発明を適切に保護するため、特許を受ける権利が発明者に帰属することを確認している事例

取引基本契約において、発明者ベースで帰属先を決めることを基本とする旨の条項を設定し、特許出願の主体を事前に整理

特許を受ける権利は発明者にあることを確認させていただいています



今後、よろしくお願いします

独占禁止法の考え方等

受注者・発注者等 両者のPoint!



問題となり得る事例

出願干渉

優越的地位の濫用のおそれがある場合

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、
・一方的に、当該受注者が開発した技術の特許出願の制限等を要請する場合
であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

出願干渉

共同研究開発に係る取引において、取引先から、自社で独自に生み出した発明でも、取引先との共同出願にする旨記載されている契約書の締結を要請され、締結を受け入れざるを得なかった。

共同研究開発期間中の発明は共願にしましょうね！



当社独自の発明なのに

は、はい…

独占禁止法等違反行為の未然防止に向けた対応

受注者・発注者等 両者のPoint!



事前報告をしなければならない範囲や発明の帰属（共同出願の要否等）といった取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましいと考えられます。

さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましいと考えられます。

・発注者の指示に基づく業務について、知的財産権に関する紛争の解決に係る責任や負担を受注者に一方的に転嫁させることは、適正な取引とはいえません。

基本的な考え方

発注者等のPoint!



⚠ 知的財産権に関する紛争の責任を一方的に転嫁しないこと

トラブル防止のための対応（基本的な対応方針）

受注者・発注者等 両者のPoint!



⑦責任の所在の明確化

・契約書において「紛争が生じた場合の責任分担の考え方を明記した条文」を盛り込むことが望ましい。
・発注者は、契約内容を点検し、よく協議して契約すること。
・受注者においては、契約内容を確認し、本指針も活用して発注者に協議すること。

⑧賠償責任の制限等

責任発生条件を制限したり、損害額を制限するなど、双方が納得できる条件を当事者が模索することが重要。

⇒附属資料③

実践例

受注者・発注者等 両者のPoint!



受注者の取組

知財訴訟に関する条項について取引先と協議を行っている事例

契約書において、第三者の知財侵害が発注者の指示に起因する場合や権利調査時に未公開の特許権等に関するものである場合には、自社が免責される旨の条項を設定

第三者の著作権侵害に関する知財訴訟リスクについて、海外での訴訟リスク回避のため、自社が保証する範囲を日本国内で提起された訴訟に限定する旨や、訴訟対応が生じた際の自社負担額は制作代金を上限とする旨の条項を設定



独占禁止法の考え方等

受注者・発注者等 両者のPoint!



問題となり得る事例

知財訴訟等のリスク転嫁

優越的地位の濫用のおそれがある場合

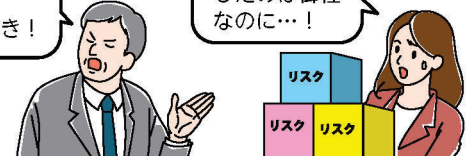
取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、
・正当な理由がないのに、当該取引の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任の負担を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

知財訴訟等のリスク転嫁

取引先の指示に基づいて自社が製造した製品について、その完成品を販売するなどした結果、第三者の特許権を侵害した場合には、自社のみが損害賠償責任を負う一方的に不利な契約の締結を要請され、受け入れざるを得なかった。

作ったのはそちらだからリスクもそちらが負うべき!

仕様等を指示したのは御社なのに…!



独占禁止法等違反行為の未然防止に向けた対応

受注者・発注者等 両者のPoint!



発注者にのみ帰責事由があるときは、発注者が自ら紛争解決責任を負わなければならない。また、受注者に一定の帰責事由があったときでも、発注者と受注者は、各々の帰責事由の内容や、各々が獲得した利益等を考慮した結果、正当といえる範囲で紛争解決責任を分担すべき、という点に留意し、それらの点を考慮した取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましいと考えられます。

さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましいと考えられます。

・共同研究開発の結果生じた知的財産権等の取得のための対価は、成果物創出への貢献度等を踏まえて定められることが原則です。そのため、例えば、共同研究の大部分が一方の当事者によって行われたにもかかわらず成果物を他方の当事者のみに帰属させる場合（名ばかりの共同研究）など、知的財産権等を発明者でない者が獲得するためには、別途それに見合った対価を支払う必要があります。

基本的な考え方

発注者等のPoint!



⚠ 共同研究開発の成果の帰属は、成果物創出への貢献度で決定し、一方に単独で帰属させるときには、適切な対価を支払うこと

トラブル防止のための対応（基本的な対応方針）

受注者・発注者等 両者のPoint!



共同研究開発実施に当たっての配慮

- ・双方に期待される役割分担の明示的な整理が重要。
 - ・共同研究開発を始める際には、以下の取組を行うことが推奨される。
- ①バックグラウンド情報（共同研究開発の開始時に既に保有していた情報）の整理
 - ②物の構成や形状、物質の組成等の技術情報の特許出願
 - ③技術情報を既に保有していたことの証拠化（公証制度、タイムスタンプ等）

⇒附属資料②、参考資料⑨へ

実践例

受注者・発注者等 両者のPoint!



受注者の取組

1 成果物の帰属主体の決定に関する取組

成果物の帰属の明確化

共同研究開発で創出された成果物の帰属について、いずれの当事者の秘密情報に基づくかにより判断し、双方の秘密情報に基づく場合には共同出願とする旨を取引先と合意

共同研究開発で創出された成果物について、開発の寄与度に応じて帰属を決定することを明確化

お互いの寄与度を考慮すると、今回は共同出願としましょう

よろしくお願いします！



2 成果物の適切な分配に向けた取組

「その都度協議する」ではなくて締結時に可能な限り決定しておきましょう

はい

分配

行使



成果物の行使要件の明確化

共同研究開発で創出された知的財産権について、可能な限り、協議により決定する旨の条項を避け、共有知的財産権の行使に係る条項を契約締結時に具体的に決定しておくことで、権利行使に際して取引先から不利な条項を押し込まれないよう予防

成果物に係る利益の調整

共同研究開発で創出した知的財産権を取引先に単独で帰属させる場合であっても、自社の無償利用を承諾してもらうなど、利益の均衡を図るよう取引先と交渉

独占禁止法の考え方等

受注者・発注者等 両者の Point!

問題となり得る事例

1. 共同研究開発等における成果物の不当な帰属等

優越的地位の濫用のおそれがある場合

取引上の地位が他方当事者に優越している一方当事者が、取引の相手方である他方当事者に対し、

- ・ 正当な理由がないのに、共同研究開発の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合
- ・ 正当な理由がないのに、共同研究開発等の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合

であって、当該他方当事者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

知的財産権の一方的帰属

自社と取引先の双方のアイデア、ノウハウ、技術等を用いて共同研究開発し、自社が主として製造した製品について、取引先から単願とすることを一方的に要請され、共同出願にするよう求めたが無視され、取引先の単願とすることを受け入れざるを得なかった。

うちの単願に
しますからそんな…
共同出願に
して下さい!

名ばかり共同研究開発等

■ ノウハウの提供取引先との共同研究開発において、取引先からはノウハウを一切提供されることなく、自社が、大半の費用を負担し製造した試作品について、取引先から共同出願をする旨の契約締結を要請され、ひな形であることを理由に修正されず、受け入れざるを得なかった。

■ 取引先との基本契約書において、生み出された発明を全て当該取引先に帰属させる旨の契約書の締結を一方的に要請された。交渉を申し入れたが、聞き入れてもらえず、受け入れざるを得なかった。

2. 共同研究開発における成果物に関する不当な条件設定等

優越的地位の濫用のおそれがある場合

取引上の地位が他方当事者に優越している一方当事者が、取引の相手方である他方当事者に対し、

- ・ 一方的に、合理的な期間又は範囲に限らず、共同研究開発の成果に基づく商品・役務等の販売先の制限を要請する場合
- ・ 一方的に、当該他方当事者にメリットのない最惠待遇条件の設定を要請する場合
- ・ 一方的に、取引の相手方である当該他方当事者に対し、特許権の実施の制限を要請する場合

であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

共同研究開発の成果物の利用制限※

自社のノウハウのみを用いて試作品を開発・製作したところ、取引先から、以下が規定された共同研究開発契約の締結を一方的に要請され、受け入れざるを得なかった。

- i 当該取引先やその子会社・関連会社が同意なく無償で成果物やその知的財産権を利用又は実施できる規定
- ii 本契約終了後、一定期間、自社が当該知的財産権を用いた製品を自由に販売することを制限する規定
- iii これらの規定は本契約終了後も知的財産権が存続する限り有効とされることとする規定

わが社のノウハウで
共同開発した商品
なのに自由に販売も
できないなんて…



最惠待遇条件※

取引先から、共同研究開発の成果物は自社に帰属するものの、一定期間内は当該取引先に独占的に供給することに加えて、当該期間経過後も当該取引先に最惠待遇条件で供給することを内容とする共同研究開発契約の締結を一方的に要請され、受け入れざるを得なかった。

共有知的財産権の不利な取扱い

互いに同等に実施できることを前提に共同研究開発に参加したところ、自社と取引先で互いにノウハウやアイデアを出し合って開発した共同研究開発の成果物について、特許権を実施できないという内容の契約の締結を一方的に要請され、受け入れざるを得なかった。

※知財取引指針では、排他条件付取引や拘束条件付取引に該当する可能性も示しています。

独占禁止法等違反行為の未然防止に向けた対応

受注者・発注者等 両者の Point!

契約を締結する際には、成果物創出への貢献度等を踏まえた取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましいと考えられます。

さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましいと考えられます。

取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法における 行為類型ごとの適用関係

行為類型		取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に違反しうる行為	主な適用条文※ 1、2
情報の管理 (5～6ページ)	ノウハウ等の一方的な開示要請		・不当な経済上の利益の提供要請（取適法第5条第2項第2号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号、以下同じ。） ・買いたたき（取適法第5条第1項第5号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号、以下同じ。） ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止（取適法第5条第2項第4号、以下同じ。）
	NDA（秘密保持契約）の締結拒否等	NDA の締結拒否	—
		片務的 NDA の締結	
知的財産権の 価値の適切な 評価 (7～9ページ)	知的財産権等の 不当な対価 設定等	取引の対価の一方的決定	・買いたたき ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止
		知的財産権等の対価の不設定	
		対価設定方法の一方的決定	
	知的財産権等の 不当な譲渡 要請等	著作権の無償譲渡の要請	・不当な経済上の利益の提供要請 ・買いたたき ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止
		無償ライセンスの要請	
		著作権の帰属条項の設定	
		著作人権の不行使条項の設定	
		中間成果物等の譲渡要請等	・不当な経済上の利益の提供要請 ・買いたたき ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止
		無償の技術指導、技術検証 (PoC)、試作品製造等に係るもの	
その他の 行為類型 (10～13ページ)	出願干渉		—
	知財訴訟等のリスク転嫁		・不当な経済上の利益の提供要請 ・買いたたき ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止
	共同研究開発等	共同研究開発等における成果物の不当な帰属等	・不当な経済上の利益の提供要請 ・買いたたき ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止
		共同研究開発の成果物の利用制限	—
		最恵待遇条件	
		共有知的財産権の不利な取扱い	

※ 1 優越的地位の濫用（独占禁止法）の考え方を示した各行為類型について、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法における主な適用条文としては、上表のものが考えられます。

※ 2 取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の該当性は、個別の取引における個別事情を踏まえ判断されるものですので、実際の発注者・受注者間の取引における個別事情を踏まえ、「主な適用条文」に記載がない取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法の各規定が適用される場合もあることに御留意ください。



発注者向けチェックリスト

「基本的な考え方」等をもとに、発注者の方が知的財産取引で注意すべきポイントを、分かりやすい言葉でチェックリストにしています。

秘密情報・NDA

- ☐ NDA 締結前に相手の秘密情報を求めているか
- ☐ 相手の秘密情報を目的外で利用していないか
- ☐ NDA を片方だけに不利な内容にしていないか
- ☐ 従前の取引慣行などを理由に NDA の締結を拒否していないか

ノウハウ・データの取扱い

- ☐ 必要以上の図面・設計データ・加工データを求めているか
- ☐ 工場見学や監査で必要以上の情報を見ようとしていないか
- ☐ 相手のノウハウや試作品を第三者へ勝手に開示していないか
- ☐ AI 学習など、契約外の用途でデータを使っていないか

対価・契約

- ☐ 知財・ノウハウ・データの価値を考慮して対価を決めているか
- ☐ 無償での技術提供や PoC、試作品製作を求めているか
- ☐ 成果物と知財の対価を分けて整理しているか
- ☐ 契約内容や利用範囲を書面等で明確にしているか

共同研究開発・知財訴訟リスク

- ☐ 共同研究開発の成果を一方的に自社のものにしていないか
- ☐ 貢献度に応じた権利配分になっているか
- ☐ 知財トラブルの責任を一方的に押し付けていないか



受注者向けチェックリスト

「基本的な考え方」等をもとに、受注者の方が知的財産取引で注意すべきポイントを、分かりやすい言葉でチェックリストにしています。

秘密情報・NDA

- ☐ NDA 締結前に重要な情報を開示していないか
- ☐ 自社の秘密情報を「開示 OK / NDA 後のみ / 開示不可」に整理しているか
- ☐ NDA の秘密保持期間や利用目的を確認しているか
- ☐ 一方的に不利な NDA になっていないか確認したか

ノウハウ・データの取扱い

- ☐ 必要以上の情報開示を求められていないか
- ☐ 工場見学や監査時の開示範囲を決めているか
- ☐ 技術情報の保有証拠を残しているか
- ☐ 特許出願など、自社技術を守る対策を検討しているか

対価・契約

- ☐ 知的財産権やノウハウの対価について協議しているか
- ☐ 知的財産権等の無償譲渡を安易に受け入れていないか
- ☐ 成果物と知的財産権の権利関係を確認しているか
- ☐ 契約内容を書面等で残しているか

共同研究開発・知財訴訟リスク

- ☐ 共同研究開発の成果の帰属を事前に確認しているか
- ☐ 自社の既存技術（バックグラウンド情報）を管理しているか
- ☐ 知財訴訟時の責任分担を確認しているか
- ☐ 発注者からの指示や協議内容を記録しているか

①秘密保持契約書

【契約書ひな形のポイント】

- ・一方当事者（例．中小企業）のみが秘密保持義務を負うのではなく、両当事者が公平に秘密保持義務を負う
- ・当事者が知的財産権等に対する意識を高めるためにも、相互に守るべき秘密を指定する（特に受注者が従来から保有している技術・ノウハウについて）
- ・相手方に情報提供をしたことをもって、権利や利益についてまで、相手方に譲渡することにはならない
- ・技術・ノウハウに関して意に反した情報提供義務を負わない



②共同開発契約書

【契約書ひな形のポイント】

- ・共同開発によって得られた知的財産権の帰属は原則として共有とし、持分比率は発明等への貢献度合いに応じて、協議して決める
- ・共同開発によって得られた知的財産権の実施に先立って、その条件や費用を協議する。特に、一方当事者が不実施を誓約する場合（中小企業を想定）には、対価を支払う
- ・取引とは直接関係なく、又は、一方当事者（例．中小企業）が相手の秘密情報に依拠せず独自に開発した発明は、発明した者（中小企業）に帰属する
- ・両当事者が秘密保持義務を負う
- ・技術・ノウハウに関して意に反した情報提供義務を負わない



③知的財産権等の取扱いに関する契約書（開発委託契約）

【契約書ひな形のポイント】

- ・従来から保有する知的財産権や、委託契約後に相手の秘密情報に依拠せず独自に開発をして得られた知的財産権は、その当事者に帰属する
- ・開発委託の成果は、報酬や費用等の支払によって、発注者に移転する
- ・開発を受託している場合でも、意に反した秘密情報の開示義務を負わない



④知的財産権等の取扱いに関する契約書（製造委託契約）

【契約書ひな形のポイント】

- ・相手の技術やノウハウについて、発注者・受注者ともに秘密保持義務がある
- ・従来から保有する知的財産権や、委託契約後に相手の秘密情報に依拠せず独自に開発して得られた知的財産権は、その当事者に帰属する
- ・製品の製造を受託している場合でも、ノウハウや図面等の意に反した秘密情報の開示義務を負う訳ではない



① 秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～

・秘密情報の漏えいを未然に防ぎたいと考える企業が対策を行う際に参考として、様々な対策例を紹介するもの。参考資料として各種契約書等の参考例（他社による工場見学時の秘密保持誓約書の例など）が掲載されている。



平成 28 年 2 月
経済産業省

② AI の利用・開発に関する契約チェックリスト

・当事者間の適切な利益及びリスクの分配を目指し、ひいては AI の利活用を促すことを目的として、AI 利活用の実務になじみのない事業者を含め、我が国の事業者が実務上使いやすい形式のチェックリストを取りまとめたもの。



令和 7 年 2 月
経済産業省

③【IP ePlat】「何も知らずに情報流出！工場見学における営業秘密の留意点」

・営業秘密の概要や管理方法について、工場見学における成功パターンと失敗パターンを交え、分かりやすく解説した動画。



令和 7 年 2 月
INPIT

④ 知的財産の価値評価について

・知的財産の各種価値評価方法に関して、特にインカム・アプローチを中心に紹介したもの。



平成 29 年
特許庁・（一社）発明協会アジア太平洋工業所有権センター

⑤ 令和 6 年度 知的財産のライセンスに関する調査報告

・特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウについて、技術分類・産業分類毎のロイヤルティ料率の分布など、ロイヤルティ料率の実態を調査したもの。



令和 7 年 5 月
経済産業省

⑥ 対価交渉のケーススタディー β 版

・OI モデル契約書（新素材編）の理解を深めることを目的として、事業会社の新規事業開発担当、知財・法務担当などの方々にとって役立つ情報を掲載したもの。



令和 3 年 5 月
特許庁 経済産業省

⑦ 知っておきたい知的財産契約の基礎知識（別冊）

・契約の基礎知識や、知的財産契約の実務について、初歩的な内容から分かりやすく解説した「知っておきたい知的財産契約の基礎知識」の別冊として、サンプルの契約書ひな形を掲載したもの。特許実施許諾契約書〔逐条解説〕や、特許及びノウハウ実施許諾契約書〔逐条解説〕などが含まれている



平成 16 年 6 月
INPIT

⑧ 誰でもできる著作権契約マニュアル

・著作権の分野に必ずしも精通してはいない方が、著作権に関する契約書を作成するために必要な知識をできるだけ簡単に習得できるよう作成したもの（対価の明確化については、例えば「第 5 節 ビデオ（会社のイメージビデオ映像、社員研修用の映像等）の作成 3 契約書作成の留意点 第 7 条（対価）」等参照）。



令和 5 年 3 月
文化庁

⑨ オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OI モデル契約書）

・スタートアップ・事業会社及び大学のオープンイノベーションにおける連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化すること、又は、「知」の社会実装と新しい「知」の創出の好循環による社会価値の総和を最大化することを基本理念に、関係者が互いに利益を得られるよう、契約交渉における考え方・オプションを提示することを目的として作成・公表したもの。共同研究開発契約書（新素材編）、共同研究開発契約書（大学編：大学・事業会社）などが含まれている。



令和 5 年 5 月、令和 7 年 4 月
特許庁

相談・支援体制等

1 独占禁止法、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の観点からの相談窓口や体制

■公正取引委員会への直接相談	公正取引委員会	03-3581-5471 (代表) https://www.jftc.go.jp/soudan/index.html
■不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口	公正取引委員会	0120-060-110 (フリーダイヤル) https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/toriteki.html
■取引かけこみ寺	中小企業庁 (全国中小企業振興機関協会)	0120-418-618 (フリーダイヤル) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html
■フリーランス・トラブル 110 番	厚生労働省	0120-532-110 (フリーダイヤル) https://freelance110.mhlw.go.jp/
■独占禁止法相談ネットワーク	商工会議所及び商工会	https://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/soudan-net.html

2 知財の保護・活用の観点からの相談窓口や体制

■INPIT 知財総合支援窓口	INPIT	0570-082100 https://chizai-portal.inpit.go.jp/area/
■営業秘密支援窓口	INPIT	03-3581-1101 (内線 3823) https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradeseecret/madoguchi.html
■文化芸術活動に関する法律相談窓口	文化庁	相談フォーム https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html
■農業知財総合支援窓口	農林水産省 (JATAFF)	相談フォーム https://www.jataff.or.jp/project/hinsyu/contact.html
■放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン	総務省	相談フォーム https://hosoccontents-tekitori.go.jp/
■弁護士知財ネット		相談フォーム https://iplaw-net.com/consultation
■評価人推薦制度	日本弁理士会	03-3519-2709 https://www.jpaa.or.jp/about-us/attached_institution/mahagement/management-02/
■よろず支援拠点・価格転嫁サポート窓口	中小企業庁 (中小機構)	全国 47 都道府県に設置 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka_support.html
■知財経営支援ネットワーク	特許庁 中小企業庁 INPIT 日本弁理士会 日本商工会議所	特許庁 https://www.jpo.go.jp/index.html
		中小企業庁 https://www.chusho.meti.go.jp/
		INPIT https://www.inpit.go.jp/
		日本弁理士会 https://www.jpaa.or.jp/
		日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/

※本指針の記述に関する担当：

公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課 (公正取引委員会担当部分)

中小企業庁事業環境部取引課 (中小企業庁担当部分)

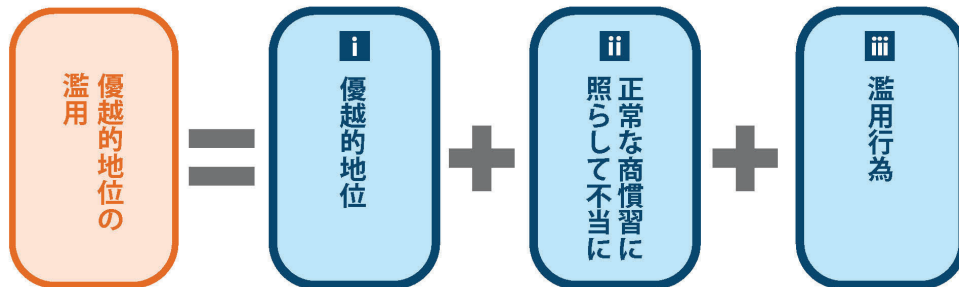
特許庁総務部総務課 (特許庁担当部分)

独占禁止法に関する用語解説

優越的地位の濫用

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること。

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。



i 優越的地位

A 社が B 社に対して優越した地位にあるとは

B 社にとって A 社との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、A 社が B 社にとって著しく不利益な要請等を行っても、B 社が受け入れざるを得ないような場合

ii 正常な商慣習に照らして不当に

正常な商慣習に照らして不当である場合とは、公正な競争を阻害するおそれがある場合

iii 優越的地位の濫用になり得る行為類型

- 購入・利用強制（第4の1）
- 協賛金等の負担の要請（第4の2（1））
- 従業員等の派遣の要請（第4の2（2））
- その他経済上の利益の提供の要請（第4の2（3））
- 受領拒否（第4の3（1））
- 返品（第4の3（2））
- 支払遅延（第4の3（3））
- 減額（第4の3（4））
- その他取引の相手方に不利益になる取引条件の設定等（第4の3（5））
 - ・取引の対価の一方的決定（第4の3（5）ア）
 - ・やり直しの要請（第4の3（5）イ）
 - ・その他（第4の3（5）ウ）

※（ ）内は優越ガイドライン（優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方）中の記載箇所です。

排除措置命令

- 違反行為の差止め
- 契約条項の削除
- その他違反行為を排除するために必要な措置

課徴金納付命令

- 違反行為に係る期間（始期は調査開始日から最長10年前まで遡及）における違反行為の相手方との取引額に算定率（1%）を掛けた額の課徴金が課されます。

詳細は、優越ガイドライン（優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月公正取引委員会））を御確認ください。

排他条件付取引

競争事業者と取引しないことを条件とするなどにより、不当に、競争事業者の取引の機会を奪ったり、新規参入を妨げるおそれがある取引をすること

拘束条件付取引

販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること

詳細は、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月公正取引委員会）を御確認ください。

なお、独占禁止法違反時の処理手続の詳細については、「独占禁止法違反事件の処理手続図」を御確認ください。



This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



特許庁
JAPAN PATENT OFFICE